

ふくしま健康経営優良事業所認定基準改正

<改正趣旨>

令和2年4月1日健康増進法の一部を改正する法律の施行等に伴い、ふくしま健康経営優良事業所認定実施要綱 別紙「ふくしま健康経営優良事業所認定基準」の一部を次のように改正する。

<施行日>

令和2年4月1日から施行する。

<改正内容>

	区分	項目番号	評価項目
改正前	心と身体の健康づくりの具体策	7	敷地内禁煙、屋内完全禁煙及び分煙など禁煙に関する取組をしていること。
改正後	心と身体の健康づくりの具体策	7	事業所全てでの敷地内完全禁煙又は屋内完全禁煙、禁煙支援策の実施など禁煙に関する取組をしていること。

<説明>

- ① 令和2年4月1日健康増進法の一部を改正する法律の施行により、事業所は原則として屋内禁煙となり、屋内での喫煙には喫煙室の設置が義務付けられる。これにより、屋内完全分煙は事業主が取り組むべき最低限の責務となることから、優良事業所の取組の具体例から「分煙」の記載を削除する。
- ② 優良事業所の取組として、敷地及び屋内の完全禁煙は、一部の敷地や店舗だけ行うのではなく、事業所が所有する全ての敷地及び店舗で行うことを求めるものであることから、「敷地内禁煙、屋内完全禁煙」の文言を「事業所全てでの敷地内完全禁煙又は屋内完全禁煙」に変更する。
- ③ 禁煙の取組をよりわかりやすくするために、敷地及び屋内禁煙の他に、具体例として、「禁煙支援策に実施」を追加する。
(例:禁煙相談、禁煙治療費の補助など)